

事務連絡
令和2年5月4日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

標記について、国土交通省直轄事業の工事等において、別添のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡
令和2年5月4日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿

国土交通省

大臣官房公共事業調査室長
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の
延長を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月4日に緊急事態宣言が延長された。また、この延長措置を受けて開催された、同日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（第12回）においては、国土交通大臣より、工事等を継続又は再開する場合の現場での3つの密の回避など感染拡大防止対策の徹底、受注者の申し出に応じた一時中止や工期延期などの措置、これらに伴う経費の発注者による適切な負担について発言があった。

感染拡大防止対策の徹底については「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）に、緊急事態宣言を踏まえた工事等の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた

工事及び業務の対応について」(令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号)に取扱いを定めたところである。これらの通知及び今般の国土交通大臣発言に基づき、引き続き、遺漏なきよう措置されたい。